

ロシア連邦から郵便物を受領される方へ (貴金属の輸入禁止措置)

令和4年8月1日から、外国為替及び外国貿易法に基づき、ロシア連邦を原産地とする貴金属の輸入については、原則として、税関長の許可が必要となりました。

この輸入には、国際郵便による貴金属の受領も含まれます。

○貴金属の範囲

「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物であって以下に該当するものをいいます。

- 1 「金の地金、金の合金の地金」とは、金を含有する地金(金の含有量が全重量の100分の2未満のものを除く。)であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のものをいいます。
- 2 「流通していない金貨」には、強制通用力のある金貨のうち、その額面金額を超える価額で取引されるものを含みます。
- 3 「金を主たる材料とする物」とは、金の地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいいます。

(注1)ロシア連邦を原産地とする貴金属のうち、令和4年8月1日以後にロシア連邦から積み出された貴金属に限り規制の対象となります。

(注2)本人が携帯品として携帯して輸入する場合など、一定の要件に該当する輸入には税関長の許可は不要です。

お問合せ先
財務省国際局調査課 外国為替室
電話：03-3581-4111 (内線) 2866